

下記の事業に係る公募型プロポーザルに係る手続き開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和7年10月28日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 業務概要

(1) 事業名

富士山富士宮口五合目来訪者施設（仮称）整備事業

(2) 業務の内容

富士山富士宮口五合目来訪者施設（仮称）に係る設計業務等、工事監理業務及び施工業務

(3) 設計業務等の履行期限

契約締結の翌日から令和9年3月17日限り

(4) 予算額

設計業務委託の予算額は、97,700,000円（消費税込み）とする。

- (5) 本事業は、建築物の品質の向上、適正なコスト管理及び円滑な業務の推進等の観点から、施工者の持つ高度な技術を実施設計に取り入れるとともに、設計段階から施工計画の検討を行うことにより、遅延することなく業務を実施することを目的として、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第18条に基づく、「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下「技術提案・交渉方式」という。）の設計交渉・施工タイプを採用するものである。

本事業は、プロポーザル方式により選定された優先交渉権者と設計業務委託の契約及び基本協定を締結し、その後の設計業務等の中で技術提案の採用及び価格等の交渉を実施するものであり、交渉が成立した場合に工事の契約を締結する。

(6) 対象工事

ア 施設名称	富士山富士宮口五合目来訪者施設（仮称）
イ 敷地の場所	富士宮市栗倉地内
ウ 敷地面積	約2,000㎡
エ 構造規模	構造種別は問わないが、一時避難壕として噴石等に配慮する
オ 階 数	1～3
カ 延床面積	1,000㎡程度
キ 予定工期	令和9年度から令和10年度（予定）
ク 工事費目標額	本工事の上限額は2,405,000,000円（消費税込み）とする。

2 参加資格要件

2-1 参加者の構成

参加者は単独企業、特定建設工事共同企業体（以下「甲型共同企業体」という。）又は設計及び工事監理業務を行う企業と施工業務を行う企業の共同体（以下「共同体」という。）とする。

2-2 共通する参加資格要件

参加者は、参加表明書提出日において、次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、参加表明書提

出から優先交渉者の決定までに、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加申込書提出時点で、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年8月29日付管第324号）に基づく入札参加停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続きをしていない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は静岡県発注公共工事暴力団排除措置要綱（平成5年8月1日施行）に基づき、指名からの排除措置に該当しない者であること。
- (5) 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 選定委員会の委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する営利法人その他営利組織ではないこと、又は当該組織に所属していないこと。
- (7) 「富士山富士宮口五合目来訪者施設（仮称）整備事業」のCMR（協力会社を含む。）又はこれらの企業と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。
- (8) 募集要項4(4)実施体制に示す資格等の要件を充足する統括責任者を本事業における業務の開始時点で配置し、その他の技術者等についても各業務の開始時までに確実に配置して実施体制を構築できる見込みがあること。

2-3 業務別の参加資格要件

設計業務等、工事監理業務又は施工業務を行う者は、行おうとする業務毎に次に掲げる業務別の参加資格要件を満たすものとする。なお、甲型共同企業体又は共同体の構成員で複数の要件を満たす者は、当該複数の業務を実施することができる。

(1) 設計業務等及び工事監理業務の参加資格要件

静岡県における建設関連業務委託競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満足している者であること。ただし、設計業務等及び工事監理業務を複数の企業で行う場合で、そのうち1者がすべてを満たしている場合には、その他の構成員は、イ及びウの要条件を免除する。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

イ 一級建築士3人以上有すること。

ウ 建築関係建設コンサルタント業務における総合点数が180点以上であること。

(2) 施工業務の参加資格要件

静岡県における建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満足している者であること。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づき、建築工事業に係る特定建設業の許可を受けている者であること。

イ 静岡建設工事競争入札参加資格の認定業種において、建築一式工事かつA等級に格付された者であ

ること。

ウ 建築一式工事に関わる経営事項審査結果（審査基準日が入札日より1年7ヶ月以内のもの）の総合
評価値1,000点以上の者であること。（甲型共同企業体における、代表構成員以外の者は800点以上と
する。）

エ 県内に建設業法第3条に規定する営業所を有する者であること。

2-4 甲型共同企業体の要件

甲型共同企業体として参加する場合は、次に掲げる条件をすべて満足すること。

条 件	左記の詳細
①構成員の数	2者
②構成員の組合せ	2-2及び2-3(2)に記載する資格要件を満足する2者の組み合わせとする。 ただし、構成員のいずれかが2-3(1)に記載する資格要件を満足すること。
③構成員の要件	構成員は次の各号に掲げる要件を満たす者とする。ただし、当該発注工事の他の 特定建設工事共同企業体の構成員となることはできない。 (1) 発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数 が5年以上あること。 (2) 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を 有する主任技術者を工事現場に専任で配置しうること。 (3) 上記のほか、静岡県建設工事制限付き一般競争入札実施要領（平成6年3 月31日付け管第773号）第5条に掲げる資格を満たす者であること。
④結成方法	自主結成とする。
⑤出資比率	出資比率の最小限度基準は30%以上とする。
⑥代表者要件	構成員中より大きな施工能力を有する者とし、その出資比率は、構成員中最大 であること。

2-5 共同体の要件

共同体として参加する場合は、次に掲げる条件をすべて満足すること。

条 件	左記の詳細
①企業の数	2者以上5者以下
②企業の組合せ	(1) 全ての構成企業が2-2を満足すること。 (2) 設計業務等及び工事監理業務を行う企業と施工業務を行う企業の組合せとす る。 (3) 設計業務等及び工事監理業務を行う企業は、2-3(1)に記載する資格要件を 満足する単体企業又は複数の企業であること。 (4) 施工業務を行う企業は2-3(2)に記載する資格要件を満足する単体企業又は 甲型共同企業体であること。 (5) 施工業務を行う企業が甲型共同企業体の場合、2-4に記載する資格要件 (2-4②ただし書を除く。)を満足すること。

③結成方法	自主結成とする。
④代表者要件	当該共同体の中心的役割を担う履行能力を持ち、出資額が構成企業の中で最大であることとする。

3 説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

令和7年10月28日（火）午前9時から令和7年11月21日（金）午後4時までの間

(2) 配布場所及び配布方法

静岡県共同利用電子入札ポータルサイトの入札情報システム（P P I）

<URL <https://www.ppi.cals-shiz.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>>

及び、静岡県ホームページ「プロポーザル方式に係る公告について」に掲載する。

<URL <https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/kenchiku/kokyokenchiku/1003515/1029163.html>>

4 資格審査書類の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は資格審査書類として、次により参加表明書、企業の参加資格要件調書等を提出すること。

(1) 提出資格

資格審査書類を提出する者は代表企業とする。

(2) 提出期間

令和7年10月29日（水）から令和7年11月21日（金）の午前9時から午後4時までの間

(3) 提出先

8(3)アに示す静岡県財務部建築企画課契約班まで持参若しくは郵送により提出すること。また、同様のデータを電子メールにて提出すること。

5 技術提案書類の提出

参加資格の確認後、参加資格を有する者を技術提案審査対象者として選定し、その結果を令和7年11月28日（金）までに通知する。

技術提案審査対象者は技術提案審査書類として、次により技術提案書及び提案価格見積書を技術提案書等として提出すること。特に技術提案等は設計段階から施工段階を通じて、適正な品質を確保しつつ、工事費を抑え、目標工期内に完成することを目的とした提案を行うことを求める。

(1) 提出期間

令和8年2月9日（月）から令和8年2月13日（金）（祝日を除く。）の午前9時から午後4時までの間

(2) 提出先

8(3)イに示す静岡県財務部建築企画課企画第1班まで持参若しくは郵送により提出すること。また、同様のデータを電子メールにて提出すること。

(3) ヒアリング

技術提案書等の提案内容等について、ヒアリングを実施し技術提案の審査及び評価を行う。

6 優先交渉権者の選定

(1) 評価基準

評価項目、配点は以下のとおりとする。

ア 実績評価：8点

イ 技術提案評価：92点

(2) 優先交渉権者の選定に関する事項

技術提案審査対象者の中から、評価値が最上位であるものを優先交渉権者として選定し、その結果を令和7年3月初旬までに通知する。なお、評価値の最も高い者が2者以上ある場合は、選定委員会の合議により選定する。

8 その他

(1) 詳細は、募集要項等による。

(2) 手続に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

(3) 照会窓口

ア 契約に関する照会窓口

静岡県財務部建築企画課契約班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁東館13階 電話054-221-2357

E-mail kenchikukikaku@pref.shizuoka.lg.jp

イ 技術に関する照会窓口

静岡県財務部建築企画課企画第1班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁東館13階 電話054-221-3094

E-mail kenchikukikaku@pref.shizuoka.lg.jp